

生企発第1694号

平成28年9月8日

長野県クレー射撃協会長 殿

長野県警察本部生活安全部長



銃砲及び火薬類の適正な管理と運搬及び携帯の自粛について（依頼）

平素から銃砲火薬行政に関し、御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、本年9月24日（土）及び翌25日（日）のG7長野県・軽井沢町交通大臣会合開催に伴い、現在警察では、危害の未然防止を図るための諸対策を進めているところであります。

貴団体におかれましては、傘下各会員に対し、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに銃砲等の携帯運搬の自粛などについて、御指導を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- 2 銃砲の携帯運搬にあたっては、途上における盗難及び紛失防止に配慮すること。
- 3 銃砲を運搬業者に委託して運搬する場合には、盗難及び紛失防止のための指導事項を遵守させること。
- 4 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- 5 次の日時において、対象地域内における各種射撃大会の開催及び銃砲・火薬類の携帯運搬（宅配を含む）を自粛すること。

自粛要請日時	自粛要請区域
9月23日（金）12:00から 9月26日（月）22:30まで	軽井沢町全域

- 6 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、速やかに警察へ届け出ること。